

重要なお知らせ

# 令和6年2月から選定療養費が変わります

国の制度により、当院は令和5年8月1日に「紹介受診重点医療機関」になりました。これに伴い、令和6年2月1日から「選定療養費」が変更となります。

## 【紹介受診重点医療機関とは】

医療機関の機能の明確化・連携を強化し、地域全体で患者・診療の流れの円滑化等を図ることを目的として、国の制度見直しにより新設されました。紹介受診重点医療機関は、外来受診の際に、原則、紹介状が必要となります。



それぞれが機能を果たし、連携することで、質の高い効率的な医療の提供や、患者さんの待ち時間短縮が可能になります。

## ■初診時選定療養費

### 紹介状なしで受診される場合

区分	令和6年1月31日まで	令和6年2月1日から
医科	2,200円 (税込)	7,700円 (税込)
歯科	2,200円 (税込)	5,500円 (税込)

## ■再診時選定療養費

当院から他院への紹介状を交付されたが、患者さんの都合により、再度当院を受診した場合

区分	令和6年2月1日から
医科	3,300円 (税込)
歯科	2,090円 (税込)

※通常の再診の変更はありません（当院から他院への紹介状の交付なく、患者さんの希望で当院を再度受診する場合）。  
※受診の都度、左記の金額をご負担いただきます。

## 次の場合は選定療養費のご負担はありません

- 他の保険医療機関からの紹介状をお持ちいただいた場合
- 当院の診療科を継続的に受診中の方で、その受診科の医師が必要と認め、別の診療科へ院内紹介されて受診する場合 ※院内紹介なしで別の診療科へ受診する場合は、選定療養費をご負担いただきます。
- 外来受診後、そのまま直接入院となった場合
- 産婦人科を受診する場合
- 救急車で搬送された場合
- 健康保険を使用しない場合（労働災害・公務災害・交通事故・予防接種・自費診療他）  
※保険証忘れによる自費診療は除く
- がん検診や健康診断等の結果により、精密検査の指示が文章であり、受診される場合
- 国の公費負担医療制度の受給対象者 ※こども医療、ひとり親医療などは除く
- 障がい者医療、難病指定医療等の受給対象者
- 生活保護の受給対象者

など  
※項目の追加等と見直しがある場合は、随時更新します。

※紹介受診重点医療機関について、詳しくは福岡県ホームページおよび厚生労働省のホームページをご覧ください。

ご不明な点がございましたら、窓口にご相談ください。



福岡県HP 厚生労働省HP

